

【参考】中間前払金制度に関するQ & A

Q 1 中間前払金制度のメリットは？

A 1 中間前払金制度は、当初の前払金に加えて工期半ばで契約金額の20%の前払いをすることにより、受注者の資金調達の円滑化が図られ、ひいては公共工事の適正な履行が図られます。

また、中間前払金に係る認定は、部分払の時のような中間検査は行わず、書面による審査となることから、原則、工事検査関係書類の作成は不要で、現場を止める必要がないことから工事の進捗への影響も少なくなります。このように、中間前払は、部分払と比較し、受注者及び発注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。

Q 2 中間前払金制度の対象は？

A 2 税込設計金額が500万円以上の建設工事が、中間前払金制度の対象となります。中間前払金の対象か否かについては、入札公告に記載しますので、あらかじめご確認ください。

ただし、上記の対象に含まれる工事であっても、市の予算執行上、中間前払金の全部又は一部を支払わない場合がありますのでご注意ください。

また、当初の前払金の支払いを受けない場合は、中間前払金の支払いを受けられません。

Q 3 中間前払と部分払の関係は？

A 3 部分払をする工事は、原則、中間前払金の支払いの対象となりません。

入札公告で中間前払及び部分払のいずれも対象としている工事では、契約締結時に受注者がそのいずれかを選択し、契約書に記載することとなります。

Q 4 中間前払金の認定に必要な書類は？

A 4 中間前払金の認定にあたっては、「中間前払金に係る認定請求書」に中間前払金認定請求用に作成した「工事履行状況報告書」を添付して市（工事担当課）に提出してください。

なお、市（工事担当課）から出来高等の認定に当たり根拠となる任意の資料の提出等を求めるときがありますので、その場合には、それらの資料等も提出してください。

Q 5 工事の進捗が予定出来形を下回っていても中間前払金の認定請求は可能か？

A 5 当該工事について中間前払金に係る認定の要件（下記①～③）を全て満たしていると判断がされれば、工事の進捗状況に関わらず、認定請求をすることはできます。

[認定要件]

① 工期の1/2を経過していること。

② 工程表により工期の1/2を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が契約金額の1/2以上の額に相当すること。

Q 6 中間前払金の支払の請求時期・方法は？

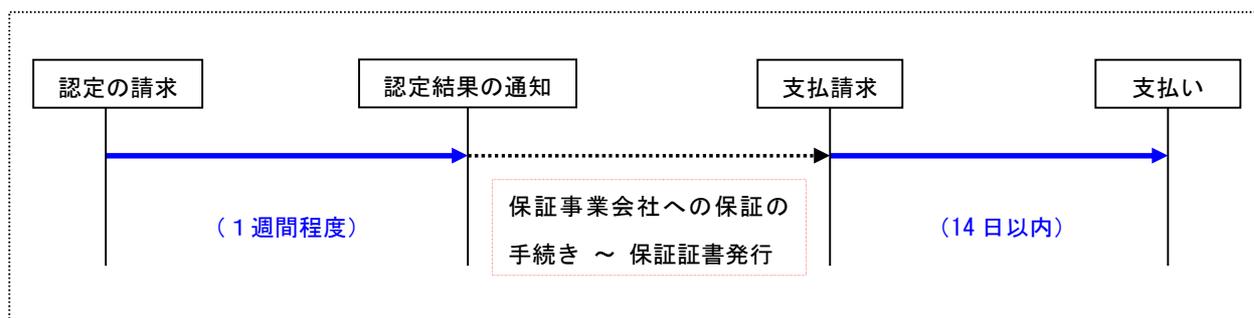
A 6 市（工事担当課）から「中間前払金認定調書」により中間前払金に係る認定要件を全て満たしていることが認められ、保証事業会社の中間前払金に関する保証を受けたら支払の請求ができます。

支払請求にあたっては、「前払金支払請求書」に保証事業会社の中間前払金に関する保証証書及び保証約款を添えて、市（工事担当課）へ提出してください。

Q 7 中間前払金の認定請求から支払いまでの期間は？

A 7 中間前払金に係る認定請求から認定結果の通知までに1週間程度、その後、受注者による保証会社への保証手続きを経て、中間前払金の支払請求を受けた後14日以内に支払いします。

ただし、認定請求・支払請求ともに添付書類等必要な書類が全て整って、それを市（工事担当）が受理した日から起算となります。



—— 契約変更の場合の取扱い（※契約変更とは、受注者と市との間で変更契約が締結されていることをいいます。） ——

Q 8 中間前払金の対象外の工事が増額変更となった場合は中間前払金の対象となるか？

A 8 当初の税込設計金額が500万円未満で中間前払金の対象ではなかった工事が、変更契約により、変更後の税込設計金額が500万円以上となった場合であっても、中間前払金の対象とはなりません。

逆に、中間前払金の対象であった工事が、変更契約により、変更後の税込設計金額が500万円未満となった場合であっても、中間前金払を請求することはできます。ただし、この場合の認定手続き及び中間前払金の額の算出等は変更契約の内容に基づき行います。

Q 9 契約金額が変更された場合の認定等の取扱いは？

A 9 中間前払金に係る認定請求がされた時点の契約内容（契約金額）に基づき認定等の手続きを行います。

Q 10 契約金額が変更された場合の中間前払金の額は？

A 10 中間前払金の額は契約金額の20%以内であり、かつ既に済んでいる当初の前払金との合計額が契約金額の60%を超えることはできませんので、以下のとおりとなります。

(1) 増額変更の場合

[変更後の契約金額×60% - 受領済みの前払金額] > [変更後の契約金額×20%]
となるので、変更後の契約金額×20% が中間前払金の額となる。

【例】 当初契約金額 500 万円 増額変更 100 万円 当初前払金 200 万円

$$6,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 2,000,000 \text{ 円} = 1,600,000 \text{ 円}$$

$$6,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 1,200,000 \text{ 円}$$

→ 中間前払金の額は、1,200,000 円以内

(2) 減額変更の場合

[変更後の契約金額×60% - 受領済みの前払金額] < [変更後の契約金額×20%]
となるので、変更後の契約金額×60% - 受領済みの前払金額 が中間前払金の額となる。

【例】 当初契約金額 500 万円 減額変更 100 万円 当初前払金 200 万円

$$4,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 2,000,000 \text{ 円} = 400,000 \text{ 円}$$

$$4,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 800,000 \text{ 円}$$

→ 中間前払金の額は、400,000 円以内